公　示　日　：2021 年 10 月 6 日(水)
調達管理番号：21a00690
国　　名　　：タンザニア
担 当 部 署 ：社会基盤部都市・地域開発グループ第二チーム
調 達 件 名：タンザニア国 TOD 都市開発能力強化支援プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1.　担当業務、格付等

（１）　担 当 業 務 ：評価分析
（２）　格　　付　　：3 号
（３）　業務の種類：調査団参団

2.　契約予定期間等

（１）　全体期間：2021 年 12 月中旬から 2022 年 2 月下旬
（２）　業務人月：現地　0.70、国内　0.30、合計　1.00
（３）　業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
2 日	21 日	4 日

3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２）　見 積 書 提 出 部 数　：1 部
（３）　提　　出　　期　　限　　：　2021 年 10 月 27 日(水)（12 時まで）
（４）　提　　出　　方　　法　　：電子データのみ
➢　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧　評 価 結 果 の 通 知　：2021 年 11 月 10 日(水)　までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	技術協力プロジェクト評価調査／各種評価調査
対象国／類似地域	英語圏アフリカ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ダルエスサラーム市は人口約 436 万人（2012 年、統計局）を抱えるタンザニア連合共和国（以下「タンザニア」という。）の経済の中心都市であり、直近 30 年間に概ね年平均 5%程度の経済成長を遂げており、2040 年の人口は 1,200 万人を超えると予想されている（2018 年、JICA「ダルエスサラーム都市交通マスタープラン改訂プロジェクト」)。自家用車保有台数も 2007 年から 2017 年にかけて 2.4 倍に増加する等、市内のモータリゼーションが急速に進行しており、幹線道路であるバガモヨ道路では交通量が 10 年間で 3.8 倍、キルワ道路では 1.8 倍に増加しており、交通渋滞が問題となっている。タンザニア政府は、2021/2022 年度～2025/2026 年度を対象とした第 3 次 5 ヶ年開発計画（Five Year Development Plan。以下、「第 3 次 FYDP」という。）において、「経済構造転換のための産業育成及び人間開発」を目標に掲げており、競争力のある経済を実現するための都市の渋滞緩和に向けた交通インフラの整備や公共交通の利便性向上に向けたダルエスサラームでのバス高速輸送システム（以下「BRT」という。）フェーズ 2～6 の実施を課題として挙げている。

2018 年に JICA の支援により「ダルエスサラーム都市交通マスタープラン改訂プロジェクト」にて策定された都市交通マスタープラン（以下、「都市交通 MP」という。）では、「公共交通指向型（TOD 型）メガシティ」というコンセプトが掲げられ、公共交通指向型開発（Transit Oriented Development：TOD）の考え方のもと、公共交通を中心とした持続可能な都市構造と交通整備計画が提案されている。また、2019 年に JICA が実施した「ダルエスサラーム都市交通に係る情報収集・確認調査」においても、ダルエスサラーム市内の交通状況と将来人口予測を踏まえ、自動車交通を中心とした都市構造から、公共交通を中心とした都市構造へ転換することの必要性と、主要な拠点ターミナルからのフィーダー交通を整備することの重要性が強調されている。

ダルエスサラーム市の土地利用に関する上位計画は長期にわたって策定されておらず、各地区（Municipality）単位での中期的な計画は有しているものの、ダルエスサラーム市全体としてのビジョンに基づいた都市開発計画は存在していない。現状は前述の都市交通 MP にて示された都市構造と交通網をベースとして市全体の土地利用計画も検討されている状況である。同 MP で示されている衛星都市の配置、市中心部からの機能分配等が、今後も人口増加が見込まれるダルエスサラームの持続的な成長には重要な取り組みであり、沿線開発を促進して開発誘導していくことが鍵とされている。

また、ダルエスサラーム市では都市交通 MP を踏まえ、計 6 路線の BRT が計画されており、2017 年より世界銀行の支援によって建設された BRT フェーズ 1 が運行しているが、増え続ける交通ニーズを処理しきれておらず、市内の交通渋滞は解消されていない。また、アフリカ開発銀行の支援により BRT フェーズ 2 の建設が進んでいるほか、フェーズ 3～6 計画の検討が進んでいる。しかし、BRT を中心とした全体交通ネットワーク、BRT からのフィーダー交通へのアクセスや乗り換えのための結節機能に課題があり、BRT をはじめとする公共交通の利用促進、利便性向上につながっていない。

都市開発・都市交通の関係者間で、TOD を推進し、公共交通の利便性を向上させていくためには、BRT 沿線における TOD の実施手順、関係機関の役割分担や利害調整方法を規定した TOD ガイドラインなどの政策ツールの整備、公共交通利用を中心とした交通ネットワーク計画と BRT 駅へのアクセス改善、交通結節点の改善等が必要である。世界銀行の支援により、BRT フェーズ 1 沿線を対象とした沿線開発戦略が作成されたが、フェーズ 1 沿線の空間計画・土地利用計画手法を中心としたものであり、関係機関が調整して汎用的に各路線で TOD 開発を推進していくためのハンドブックとはなっていない。このような課題認識のもと、タンザニア政府はダルエスサラーム市における BRT 沿線の TOD を推進するための協力を我が国に要請した。

同要請を踏まえ、段階的な計画策定に基づく技術協力プロジェクト（本格協力）を実施するために必要な詳細計画策定調査が実施されることとなった。詳細計画策定調査は、①本格協力実施に必要な情報を収集・整理し、実施方法・留意事項について詳細計画策定調査結果にまとめること、②関連事業を実施する他ドナーを含めた役割分担・連携方針を確認すること、③上位政策・計画を確認し、先方実施機関（PORALG（首相府地方自治庁）並びに傘下のDART The Dar Rapit Transit(高速交通公社)）と協力の枠組みについて確認・協議し、合意文書を締結すること、④環境社会配慮に係る情報取集を行うことを目的に実施される。①～④については、別途公示しているセクター関連団員が担当し、本業務の従事者はプロジェクトの事前評価に必要な情報収集、協力の枠組み（案）の検討を主に担当することとなる。

本業務は、技術協力プロジェクトの詳細計画策定調査を行うにあたり、実施に必要な情報を収集・確認するとともに、タンザニア側実施機関との協議を経てプロジェクトの実施体制や活動内容等をプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix。以下「PDM」という。）やプラン・オブ・オペレーション（Plan of Operation。以下「PO」という。）等を用いて検討し、調査結果を取りまとめ、事業事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、別途公示により調査団員として派遣されるコンサルタントやJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価６基準（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては、監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（２０２１年１２月中旬～２０２２年１月上旬）

① 要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。

② タンザニア側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。質問項目は、JICA

による確認後、JICAタンザニア事務所経由で関係機関や他ドナーに送付する。

③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）（案）、PO（Plan of Operations）（案）（いずれも英文、和文）を検討する。

④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

⑤ 詳細計画策定調査報告書（案）（和文）の目次（案）の作成に協力し、本調査における担当分野の把握を行う。

（２）現地派遣期間（２０２２年１月上旬～１月下旬）

① JICAタンザニア事務所等との打合せに参加する。

② タンザニア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。

③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報･資料を収集・整理し、現状・課題をマトリクスやフレームワークを用いて把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア） 要請背景・内容

イ） 関連する開発計画、政策、制度

ウ） 関連各組織

(a)所掌業務、組織体制、根拠法

(b)人員体制、能力開発の状況（関連機関のキャパシティアセスメント含む）

(c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

(e)ステークホルダー分析、プロジェクト実施体制

エ） 本プロジェクトに関連する他援助機関（世界銀行、アフリカ開発銀行、フランス開発庁（AfD）等）の活動動向、連携の可能性

④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）（案）を他分野の団員とともに検討する。

⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M ： Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）（英文）の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑦　当分野に係る調査結果をJICAタンザニア事務所等に報告する。

（３）帰国後整理期間（２０２２年１月下旬～２月中旬）

①　帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

②　プロジェクトを巡る状況分析や評価６基準の観点協力対象地域の特性、過去の協力事業からの教訓等を踏まえ、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③　評価６項目妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

④　担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8.　報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１）　業務完了報告書

2022 年 2 月 14 日(月)までに提出。

次の①を電子データにて提出すること

①　担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9.　見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（１）　航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ⇒日本を標準とします。見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上してください。

（２）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１）　業務日程／執務環境

①　現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 1 月上旬～下旬を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。
新型コロナウイルス感染症対策としてタンザニア入国後に隔離期間が必要な場合は、現地業務 21 日間のうちに隔離期間を含むこととし、その間（隔離の 14 日間）はオンラインで現地作業を行う予定です。

② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
ア） 総括（JICA）
イ） 協力企画（JICA）
ウ） 都市交通／公共交通（JICA が別途契約するコンサルタント）
エ） 都市開発／公共交通指向型開発（TOD）（JICA が別途契約するコンサルタント）
オ） 環境社会配慮（JICA が別途契約するコンサルタント）
カ） 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容
JICA タンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
ア） 空 港 送 迎：あり
イ） 宿 舎 手 配：あり
ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
エ） 通 訳 傭 上：なし
オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
カ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料
① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第 2 チーム（TEL:03-5226-8103）にて配布します。
ア）要請書（写）
イ）TODセミナー資料（2019年5月、2020年2月）

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
・ ダルエスサラーム都市交通マスタープラン改訂プロジェクト
https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_416_12319331.html
https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_416_12319356.html

https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_416_12319364.html

- Tanzania - Dar es Salaam Metropolitan Development Project: BRT Phase 1 Corridor Development Strategy (Vol. 4) : Executive Summary
  https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/708411554468893171/executive-summary
- Dar es Salaam Metropolitan Development Project: BRT Phase 1 Corridor Development Strategy : Volume 1 - CDS Vision and Strategy 2018-2032 (English)
  https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/177291555088043879/volume-1-cds-vision-and-strategy-2018-2032
- タンザニア国 ダルエスサラーム都市交通改善能力向上プロジェクトフェーズ2プロジェクト業務完了報告書
  https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_416_12305413.html
- タンザニア国 ダルエスサラーム都市交通改善能力向上プロジェクトプロジェクト業務完了報告書
  https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_416_12249439.html

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上